

第 26 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 4 月 7 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 25 分
 2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
 3. 出席委員 **【農業委員】** (11 人)
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、
6 番 山中讓、9 番 松本昌子、10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、
12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】 (6 人)
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一

(事務局：事務局長 川村、書記 宮地・藤本)
 4. 欠席委員 **【農業委員】** (3 人) 5 番 濱口佳史、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、
【推進委員】 (1 人) 4 番 宮川建作、
 5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 非農地証明について (2 件)
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第 3 号 黒潮町の職員等からの通報等への対応手続に関する要綱の一部
を改正する訓令について
 - (3) その他の討議・報告事項について
 - ・入野地区宅地造成の計画について
- その他

議 長 まず欠席者ですが、今日は 5 名おまして、濱口委員と山中委員、それから金子委員と伊芸委員、それに宮川委員が欠席ということでございますが、会の方としては成立をしております。

また、議事録の署名人ですが、敷地委員とハジィフ委員にお願いをしたいと思います。

それでは、早速、定例会を始めたいと思います。

それでは議案第 1 号、非農地証明願について 2 件出ております。

事務局の方より説明をお願いしたいと思います。

事務局　それでは、いつものように議案書の表紙をめくっていただきまして 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、非農地証明願が 2 件、今回出てきております。まず、番号 1、届出人、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町灘字トヲカ市 314 番 5、田 376 m²。理由としましては、30 年以上前から宅地となり、現在に至っているということです。資料の方は 2 ページ以降をご覧ください。2 ページに航空写真でいつものように位置図を落としております。今回の届出地につきましては、旧大方町と旧佐賀町の町境の所にあります。3 ページに住宅地図を載せておりますが、旧大方町と佐賀町の境目です。お隣には、以前〇〇〇〇という喫茶店をやられている所の佐賀側の建物が現在建っておりますが、そちらの土地になります。4 ページの航空写真の詳細図がよく分かると思います。5 ページが公図となりまして、最後、6 ページの現況の写真になります。56 号線沿いに、〇〇〇〇の佐賀側の隣の建物となります。こちらにつきましては、農用地区域は区域外となっております。利用権の設定につきましても当然ございません。

こちらの方の理由としましても、だいぶ以前、昔、登記上農地の所に建物が建てられて、今回、土地の所有者さんと建物の所有者さんが別々ということで、建物を売りたいということでいったん非農地証明を取りまして、それから正式に建物を含めて売りたいということでの土地の所有者さんと話し合った結果での申請となっております。事務局からは以上です。

議　長　今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員　事務局の言うとおりでありますが、ここは〇〇〇〇という喫茶店をやったところです。それで、建物の持ち主はこっちへおらず〇〇〇〇の方へおるようですが、今は〇〇〇〇かどこかからこの家を借って、今は住みようようです。というような感じで、あとは売りたいというのが農地から非農地という形でできてるようです。以上です。

議　長　今、平野委員の方からの説明もありましたが、この件について何か質疑・質問等ある方、挙手を願います。

これは、農地に無断で家を建てていたと、そういうこと？

事務局　現在で言うと、そういうことになります。

議　長　家と土地の所有者が別？

議　長　結局、話を整理すると、土地の所有者さんと建物を建てられた方が別々で建て

られたと。

〇〇委員 別々やけど、それは親戚か何かですね。そんなような感じで建ってると思う。
あの〇〇〇〇、4ページで見えちよう。〇〇〇〇の方でやってるのは〇〇〇〇さん
やけんきょうだいよね。こっちが〇〇〇〇で、その今出てきちゅう部分が〇〇〇
〇さん。そんな感じです。

議 長 何か、この件に関しまして質疑・質問はありませんかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。この非農地証明願の1番につきまして
承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員です。1番につきましては承認をされました。

続きまして、非農地証明願の2番、お願いします。

事務局 それでは、引き続き1ページをご確認ください。それでは2番を説明させてい
ただきます。届出人、〇〇〇〇さん。届出地、黒潮町上田の口字森1163番2、畑
294㎡。理由としましては、25以上前から宅地となり、現在に至っているという
ことです。資料は7ページ以降をご覧ください。7ページをご覧くださいますと、
航空写真で位置図を落としております。大方の上田の口地区、くろしお鉄道の西
大方駅から西へ数百m行った所の、中村方面に行くと、左手の小高い山といいま
しょうか丘の上になります。8ページが住宅地図となっております。9ページが詳
細図となっております。航空写真で分かるように、敷地内の土地の中に建物が幾
つか建っております。10ページが公図となっております。最後に、11ページが現
況の写真となっております。先ほどと同様、こちらでも登記上、農地の所をもう
だいぶ昔に建物・倉庫等が建っておるということでの非農地証明となっております。
こちらにつきましても農用地区域外となっており、当然利用権の設定はござ
いけません。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あればお
願いします。

〇〇委員 毎日、この30mぐらい下に私がハウスを作っている関係で本人とも毎日顔を合
わしているもので。上へ上がって行って聞いたら、この納屋の後ろ、この11ペー
ジの軽トラが右側へ止まっている所、この裏側に畑があるんです。その畑を、今
度〇〇〇〇さんが家を作るということで、この納屋ぎりぎりまで家を作りたいと
いうことで。この納屋の後に畑があるから金融公庫で引っ掛かったと。それで、
この非農地願を欲しいということ。だから、別段もう納屋もできているし、裏
に庭と兼用みたいな小さい畑がありますけど、それをまとめてしたいと。もう一

筆になってるからということで。そういうことでした。以上です。

議長 今、尾崎委員の方からも説明がありましたが、この件に関しまして何か質疑・質問等ある方、挙手願います。もう、この辺はほとんど全部宅地よね。
この裏の畑いうたら、倉庫等含めて 294 m²やけど、この倉庫はかなり広い？

〇〇委員 この裏も見たけど、この家を作るということで面積自体かなり広い。

議長 この倉庫も取り壊すのですか？

〇〇委員 この軽トラの奥に本宅の家があるけんね。それを壊して、敷地いっぱいにするということです。

議長 何か、質疑ありませんかね。ないですかね。
(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。非農地証明願のこの 2 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員 です。非農地証明願 2 番につきましても承認をされました。続きまして、議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、いつものように別冊の資料をお手元によろしくをお願いします。表紙をめくっていただきまして 1 ページ、整理表を説明させていただきます。

整理ナンバー 3-1 (大方 3-1)、貸付人、〇〇〇〇さん。

続いて、整理ナンバー 3-2 (大方 3-2)、〇〇〇〇さん。

続いて、3-3 (大方 3-3)、〇〇〇〇さん。

最後になりますが、3-4 (大方 3-4)、〇〇〇〇さん。

以上、貸付人 4 名と、借受人、〇〇〇〇と利用権を設定をいたします。

設定期間につきましては全て、令和 3 年 4 月 8 日から令和 13 年 4 月 7 日までの 10 年間となっております。

農用地区域内の、全て現況は畑となっております。

利用権の種類につきましては、〇〇〇〇となっております。

利用権の設定につきましては一番右端になりますが、今回全て再設定となっております。

続いて最後に、以上 4 件が農地中間管理機構の県の公社と利用権の設定後、続いて農業公社と〇〇〇〇さんとの利用権を設定するということとなっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。再設定ですが、何か質問ないですかね。
(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。この利用権の設定につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。議案第2号につきましては承認をされました。続きまして、議案第3号、黒潮町の職員等からの通報等への対応手続に関する要綱の一部を改正する訓令について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 先月に引き続き、また黒潮町の総務の方から連名でのまた議案が出てきております。今回出てきている訓令につきましては改正ということで、この訓令、資料が別冊でホチキスで左にとめている資料なんですけれども、1ページをご覧ください。新旧対照表で、今現在の現行の方が黒潮町の文書取扱規程という規程の中で、現在運用しております。今回、一部改正ということで右側の「改正後」ということで、黒潮町行政文書管理規程へということでの、そちらの方へ運用を移動させるといいでしょうか。結局、管理する規程の名前が変わるだけとさせていただいた方がいいです。中には全く変わっておりませんので、管轄するタイトルが変わるといえること。ページを開いていただいたら2ページに、先月も女性の推進に係る議案が出てきたと思うんですけど、あれもこういった形で、黒潮町長はじめ町内に関する所属する部署は全部もう連名でということ、教育委員会もはじめ選挙管理委員会もはじめ、農業委員会もこの中で連名でということ、追従して一緒にということでの対応ということにさせてもらっております。2ページも平成31年4月1日からのスタートになっておりまして、農業委員さんは今の任期で最初の、1日の日に町長から直接委嘱状を渡されたと思うんですけど、あの後にあった組織委員会の会の中で決済をいただいて運用した背景があります。

推進委員さんはその後に委嘱になりますので、その場には推進員さんはおらなかったで「何やこれは」というところもあると思いますけれども、農業委員さん、最初にやったかすかな記憶がある方は覚えていらっしゃるかと思いますけれども、要は職員の中でちょっと、いろいろと疑われるようなことがあったときに、通報されたときのその後の対処とかいろいろ盛り込んだ要綱を定めたというところでの、今回管理する規程が変わるということがもう一番分かりやすいのかなと思っております。

詳細につきましては3ページ以降はあるんですけども、要はもう管理する規程名が変わるということです。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。分かりましたかね？
質問などないですか。
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この件につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。議案第3号につきましては承認をされ

ました。議案は以上で終わりですか。

無いようですので、その他にいきます。事務局よりお願いします。

事務局 事務局よりその他について報告説明。

議長 その他について、他にはありませんか。無いようですので、4月の定例会を終わります。お疲れ様でした。

(午後 2 時 25 分終了)